

令和8年第3回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月17日（火）午前9：00～

2. 開催場所 大会議室

3. 農業委員（13人）

| | | | |
|-------|-------|--------|--------|
| 会長 1番 | 宮永 誠 | 副会長 7番 | 平山 純一郎 |
| 2番 | 欠 員 | 9番 | |
| 3番 | 福山 宣太 | 10番 | 實 穰二 |
| 4番 | | 11番 | 政岡 廣子 |
| 5番 | 義山 太志 | 12番 | 柿山 あゆみ |
| 6番 | 藤島 正廣 | 13番 | 中 佐奈枝 |
| 8番 | | 14番 | 谷村 里香 |

農地利用最適化推進委員

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | | 4番 | 實村 秀樹 |
| 2番 | 幸山 真悟 | 5番 | |
| 3番 | | 6番 | |

4. 欠席委員 4番 田中 秀樹 8番 富本 太地 9番 樺山 哲博（3名）

欠席推進委員 1番 琉 将士、3番 常 隆造 5番 東 翼

6番 重 翔太（4名）

5. 議事日程

日程第1 議事録署名人の選出

日程第2 議案第1号 農地法第3条許可申請について （8件）

日程第3 議案第2号 農地法第5条許可申請について （1件）

日程第4 議案第3号 農業経営基盤促進法
農地中間管理事業について （5件）

日程第5 議案第4号 現況証明願いについて （2件）

その他

事務局 定刻になりましたので、只今から令和8年第3回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。初めに会長のご挨拶をお願いします。

【会長挨拶】

会長 局長が議会中で時間が限られていますので早速議事の方に入りたいと思いますので、本日もどうぞよろしく願いいたします。

事務局 宮永会長、ありがとうございます。本日、農業委員13名中10名の委員が出席していますので定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中2名が出席されています。それでは会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行、宮永会長にお願いします。

会長 それでは、これより議事に入ります。まず日程第1、議事録署名員、及び会議書記の指名を行います。伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

【異議なし】

会長 それでは議事録署名員は福山委員と中委員をお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の大西氏を指名いたします。以上で日程第1を終わります。それでは日程第2、議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 まず一覧表をご覧ください。A3の紙が裏表で1枚と、A4の紙が片面で2枚あると思います。受付番号26番の③については担当委員から場所が不確定のため今回が保留とさせていただきます。次に受付番号19号㉑㉒についてですが、こちらも場所が不確定のため保留とさせていただきます。あと、受付番号21号についてですが、申請事由が経営拡張になりますので、受贈、贈与のところを経営拡張と、贈与のところを相手方の要望となりますので修正をお願いします。それでは説明に入りたいと思います。
今月の農地法第3条許可申請は1議案8件です。議案第1号について受付番号20号から受付番号21号、23号から27号は所有権移転に関する件です。22号については賃貸借兼設定になります。
受付番号26号について譲受人は目手久在住で譲渡人も目手久在住です。申

請農地は大字佐弁と目手久の畑で面積は 9906 m²となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号 25 号について譲受人は徳之島在住で譲渡人は目手久在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は 1818 m²となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号 22 号について、こちらは賃貸借権の設定です。譲受人は目手久在住で譲渡人はドイツ在住です。旧基盤強化法からの載せ替えになります。申請農地は大字目手久の畑で面積は 7156 m²となっています。契約期間は 5 年です。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号 21 号について譲受人は検福在住で譲渡人は尼崎在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は 2619 m²となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号 20 号について譲受人は伊仙在住で譲渡人は鹿児島市在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 4796 m²となっています。申請事由と致しましては経営拡張です。

次に受付番号 27 号について譲受人は伊仙在住で譲渡人は大阪市在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は 1214 m²となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号 23 号について譲受人は伊仙在住で譲渡人は木之香在住です。申請農地は大字木之香の畑で面積は 39 m²となっています。申請事由と致しましては贈与です。

次に受付番号 24 号について譲受人は崎原在住で譲渡人は名古屋市在住です。申請農地は大字崎原の畑で面積は 3209 m²となっています。申請事由と致しましては贈与です。

受付番号 20 号から受付番号 27 号について農地法第 3 条 2 項各号に抵触しないため許可要件全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

宮永委員

それでは受付番号 26、25、22 号を一括して私の方からご説明いたします。農地法第 3 条許可申請 26 号、25 号、22 号については、先日、政岡委員、幸山推進委員と調査の結果、農地法第 3 条 2 項各号に抵触致しませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。まず 26 号から現況を説明いたします。①がキビを収穫後、またキビを植え付ける予定です。②につきましては馬鈴薯を収穫後でございます。③は事務局からございました通り、場所が不確定のため保留と言うことでございます。④もキビを収穫後⑤が馬鈴薯の収穫後であります。⑥と⑦は牧草が植えてあります。それと小さい方の紙の 26 号なんですけど、ここは墓地となっているんですけども、墓地も含まれると言う形になっておりますのでお願いします。25 は馬鈴薯

の収穫後、22号は⑨は馬鈴薯の収穫後、⑩は今から馬鈴薯の収穫の予定です。まだ植え付けられています。⑪は馬鈴薯の収穫後と言う風になっております。よろしくお願いいたします。

政岡委員 農地法第3条許可申請26号、25号、22号につきましては只今、宮永委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それではこれより受付番号26、25、22号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号26、25、22号について、修正案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号26、25、22号は修正案の通り決定いたしました。次に受付番号21号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

平山委員 農地法第3条許可申請21号についてご説明いたします。先日、樺山委員、琉推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。なお、現状といたしましては21号はジャガイモ収穫後でした。以上です。

議長 それではこれより受付番号21号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

無いようですので採決いたします。受付番号21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので受付番号21号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号20号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

平山委員 農地法第3条許可申請20号についてご説明いたします。先般、樺山委員、
實村推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしません
のでご審議をよろしくお願いいたします。なお、⑬⑭がジャガイモです。
⑮⑯⑰が更地となっていました。植え付けありませんでした。以上です。

議 長 それではこれより受付番号20号について質疑に入りますが、何かご意見等ござ
いませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号20号について、原案のとおり決定する
ことに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号20号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号27号
について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

藤島委員 27号についてご説明いたします。先般、担当委員で調査した結果、3条許
可について何ら問題ないと思います。現状はサトウキビが植えられています。
畑総されていて何ら問題ないんじゃないかと思います。以上です。

福山委員 27号につきましては、只今藤島委員のご説明の通りです。皆様方のご審議
をよろしくお願いいたします。

議 長 それではこれより受付番号27号について質疑に入りますが、何かご意見等ござ
いませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号27号について、原案のとおり決定する
ことに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号27号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号23号
について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

平山委員 先般、谷村委員、重推進委員と共に調査した結果、3条2項各号に抵触いたしませんのでご審議をお願い致します。なお現状といたしましては、以前から長いこと【トナリ】畑で、今現状は牛の運動場となっている状態です。以上です。

谷村委員 只今平山委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それではこれより受付番号23号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。藤島委員、どうぞ。

藤島委員 39㎡と言うとどのくらいか。

平山委員 1畝くらいだ。以前からずっとそんな状態だ。そう言うのが残って子や孫に迷惑かけるのだ。

義山委員 敷地内か。

谷村委員 そうだ。家の横の小さいところで、50何年使ってるとのことだった。

議 長 自宅も畑のままのところもあるので、そう言うことだろうと思いますけれども、他にございませんか。

【意義なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号23号は原案の通り決定いたしました。次に受付番号24号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

柿山委員 農地法第3条許可申請24号についてご説明いたします。先日、實委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。現況といたしましては、収穫前のサトウキビがありました。

實 委 員 只今、柿山委員のご説明の通りです。皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 それではこれより受付番号 24 号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号 24 号は原案の通り決定いたしました。これで日程第 2 議案第 1 号農地法第 3 条許可申請についてを終了いたします。次に日程第 3 議案第 2 号農地法第 5 条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第 5 条許可申請ついて 1 議案 1 件です。議案第 2 号受付番号 3 号について、お手元の資料の通り一般住宅の建築のためです。申請地は大宇面縄の 498 m²で、農地区分といたしましては周辺に【】に連たんする地域に隣接することから第 2 種農地のその他農地に該当すると思われます。代替え地の検討等を行いました、適切地は見つからなかったため申請はやむを得ないと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは受付番号 3 号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

平山委員 農地法第 5 条許可申請 3 号について、先般、富本委員、幸山推進委員と調査した結果、何の問題もないと思ひます。現状といたしましてはジャガイモを収穫した後でありました。以上です。

議 長 これより受付番号 3 号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号 3 号について、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号3号は原案の通り決定しました。これで日程第3 議案第2号農地法第5条許可申請についてを終了いたします。次に日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進事業 農地中間管理事業についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業 農地中間管理事業について1議案5件です。受付番号11番の⑮ですが、こちらは保留とさせていただきます。議案第3号について受付番号7号から10号は賃貸借契約、11号は使用貸借契約になります。受付番号7号から10号は契約更新になります。11号は旧基盤強化促進法からの載せ替えとなります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 これより受付番号7、8、9号について一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

平山委員 農業経営基盤強化促進事業7、8、9号についてご説明いたします。先般、樺山委員、推進委員と調査した結果、何の問題もなく、申請書の通りでございます。なお、7号については現状が2筆ともサトウキビでした。そして8号についてもサトウキビ、そして9号がジャガイモが植え付けてありました。以上です。

議 長 これより受付番号7、8、9号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号7、8、9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

柿山委員 全員賛成ですので受付番号7、8、9号は原案の通り決定しました。次に受付番号11号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

柿山委員 農業経営基盤強化促進事業11号についてご説明いたします。先日、中委員と共に調査した結果、何も問題ないと思われま。現況といたしましてはサトウキビが植え付けら

れていて、全て収穫した後でした。

中 委 員 柿山委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしく願いたします。

議 長 これより受付番号11号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号11号は原案の通り決定しました。次に受付番号10号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

柿山委員 農業経営基盤強化促進事業10号についてご説明します。先日、実委員と共に調査した結果、何にも問題ないと思われま。現況といたしましては、キビが植え付けられていて収穫した後でした。

実 委 員 只今、柿山委員のご説明の通りです。皆様のご審議をよろしく願いたします。

事 務 局 これより受付番号10号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので採決いたします。受付番号10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので受付番号10号は原案の通り決定しました。日程第4 議案第3号 経営基盤強化促進法農地中間事業についてを終わります。次に日程第5 議案第4号 現況証明願についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願について1議案2件です。議案第4号 受付番号3号から4号はお手元の資料の通りです。受付番号3号について、こちらは平成3年に隣接する農地を農地法第5条許可申請により転用していましたが、実際には今回上げられた申請地まで敷地が入り組んでいたため今回畑から宅地への変更となります。受付番号4号について、こちらは20年以上前から牛舎が建っていましたが、地目変更をしていなかったため、今回、畑から雑種地への地目変更になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 これより受付番号3号、4号について一括して担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

藤島委員 現況証明願3号についてご説明いたします。先般、担当委員で調査しました。3号については宅地と畑が、今、家が建っているところがなんか畑の方に建っていて、ちょっと違ったところに建っているみたいですね。それで、現在建っているところを変更して宅地に変えるということです。

4号については事務局から説明があった通り、牛舎が建っております。先般もこの周りの土地についてはちょっと出たんですけど、現況が牛小屋ということで雑種地に変更していただきたいということでもあります。ご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 これより受付番号3号、4号について質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので採決いたします。受付番号3号、4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので受付番号3号、4号は原案の通り決定しました。これで日程第5 議案第4号 現況証明願についてを終了します。これで議事は終了しました。その他に入りますが何か皆様方からございませんか。事務局の方からものございませんか。無いようですのでこれで総会を終了します。お疲れ様でした。